食肉の表示に関する公正競争規約

規 約 施 行 規 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第 134号) 第31条第1項の規定に基づき、食肉の表示 に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘 引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な 選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目 的とする。

(定義)

- 鳥(海獣を除く。)の生肉(骨及び臓器を含む。)を いう。
- 2 この規約で「販売業者」とは、食肉を販売する者 をいう。
- 3 この規約で「小売販売業者」とは、販売業者のう ち、一般消費者に対して食肉を販売する者(自己の 氏名又は商号を使用して、一般消費者に対して食肉 を販売することを他の事業者に許諾した者を含む。) をいう。

第2章 小売販売業者

(小売販売業者における必要表示事項)

- 第3条 小売販売業者は、事前包装されていない食肉 │第2条 規約第3条第1項の表示カードについては、 については、店頭に陳列された食肉ごとに、食肉の 表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規 則」という。)で定めるところにより、表示カードを 用いて、次の事項を、外部から見やすいように邦文 で明りょうに表示しなければならない。

(規約の適用範囲)

第2条 この規約で「食肉」とは、食用に供される獣 | 第1条 調味料、香辛料等で味付けした食肉は、加熱 加工をしていないものであっても、食肉の表示に関 する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第 1項の「生肉」に含まれない。

(表示カード)

- 次による。
 - (1) 縦55 ミリメートル、横90 ミリメートル以上の 大きさで、衛生上無害の材質のものとする。
 - (2) 表示カードに記載する文字は、42 ポイント以上 の大きさの肉太の文字とする。

(小売販売業者における食肉の種類の表示)

- (1) 食肉の種類及び部位等で施行規則で定める事項 | 第3条 規約第3条第1項第1号(同条第2項第1号 により表示する場合を含む。) の「食肉の種類」は、 次の各号に掲げる区分及び名称によって表示する。 牛、豚、鶏については、それぞれ「ビーフ」、「ポー ク」、「チキン」と表示してもよい。
 - (1) 牛・・・・「牛」又は「牛肉」
 - (2) 豚・・・・「豚」又は「豚肉」
 - (3) 鶏・・・・「鶏」又は「鶏肉」(ただし、生後 3ヵ月齢未満の鶏は「若どり」と

規約	施行規則
	する。) (4) 羊・・・・「めん羊」、「羊」、「羊肉」、「ラム」 (生後1年未満のもの)又は「マトン」(生後1年以上のもの) (5) 馬・・・・「馬」又は「馬肉」。ただし、漢字 に限る。 (6) 兎、猪、あひる、うずら、その他の食肉につい ては、全国食肉公正取引協議会(以下「全国公正 取引協議会」という。)が事前に消費者庁長官及び 公正取引委員会に届けて定める区分及び名称によ る。
	(小売販売業者における品名の表示) 第4条 規約第3条第1項第1号(同条第2項第1号 により表示する場合を含む。)による表示は、次に定 める品名の表示として行う。 (1) 原則として前条の食肉の種類の名称と部位を組 み合わせて品名とする(これを例示すると、別表 1のとおりであるが、地域的特性がある場合には、 その品名を別表1に加えることができる。)。 (2) 食肉の性質上部位の表示が困難な場合は、食肉 の種類の名称と形態を組み合わせて品名とする。
(2) 原産地	(小売販売業者における原産地の表示) 第5条 規約第3条第1項第2号(同条第2項第1号により表示する場合を含む。)の原産地の表示に当たっては、品名の表示と同一の視野に入る場所に、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示するものとする。 2 国産品にあっては主な飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。3 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。 4 輸入品における原産国名の表示に当たっては、正式名称又は消費者に一般的に知られている略称を使用します。
	用し、表示するものとする。 5 国内における飼養期間が外国(二か国以上の外国 において飼養された場合は、それぞれの国)におけ る飼養期間よりも長い家畜を国内でと畜して生産し

規 約 施 行 規 텕

た食肉を国産品とする。

(3) 量目(包装材料及びつけあぶらの重量を除いた | 第6条 規約第3条第1項第3号の「100 グラム当たり 重量をいう。以下同じ。)及び販売価格(量目は100 グラムと表示し、100 グラム当たりの販売価格を表 示することを原則とするが、これだけでは適当で ない場合は、施行規則で定める方法による。)

(4) 冷凍に関する事項で施行規則で定めるもの

- (5) 牛の個体識別番号又は荷口番号(牛の個体識別 のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年法律第72号)による特定牛肉に限る。 以下同じ。)
- 2 小売販売業者は、事前包装された食肉については、 その包装に次の事項を外部から見やすいように邦文 | 第8条 規約第3条第2項第2号の表示カードについ で明りょうに表示しなければならない。
 - (1) 前項第1号、第2号、第4号及び第5号に定め る事項
 - (2) 量目 (グラムで表示する。)、販売価格及び 100 グラム当たりの価格(ただし、100 グラム当たりの 価格は、包装に表示することに代えて、商品と同 一の視野に入る場所に、施行規則に定める表示力 ード(下札又は置札)によって表示することがで きる。)
 - (3) 消費期限及び保存方法 賞味期限の表示が適切な場合は、消費期限に代 えて賞味期限を表示する。
 - (4) 加工(包装をいう。)所の所在地及び加工者の氏 名又は名称
- 3 小売販売業者は、ビラ、ちらしその他これらに類 似するものによる広告において、第1項第1号に規 定する事項を具体的に示した上で販売価格等売価に

(単位価格表示の例外)

- の販売価格を表示することだけでは適当でない場 合」とは、例えば、ステーキ用に成型した切り身肉、 丸焼用の若どりなどを販売する場合をいい、次のよ うに表示する。
 - (1) 1切、1枚、1個、1羽、1本等の単位による。
 - (2) 「1切〇〇円位」等と表示し、100グラム当たり の価格を併記する。又は「1切〇〇円」等と表示 し、「100グラム当たり〇〇円位」と併記する。

(小売販売業者における冷凍の表示)

第7条 冷凍した状態で仕入れた食肉又は小売販売業 者が冷凍した食肉にあっては、「冷凍」若しくは「フ ローズン」又は「解凍品」その他解凍した旨等を表 示しなければならない。ただし、凍結品の鶏にあっ ては「凍結品」、解凍品の鶏にあっては「解凍品」と 表示しなければならない。

(単位価格表示の補完表示方法)

- ては、次による。
 - (1) 下札については縦 128 ミリメートル、横 182 ミ リメートル以上の大きさ、置札については縦55ミ リメートル、横90ミリメートル以上の大きさとす る。
 - (2) 表示カードに記載する文字は、42ポイント以上 の大きさの肉太の文字とする

(小売販売業者における消費期限及び保存方法の表 示)

第9条 消費期限、賞味期限及び保存方法は、食品衛 生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関す る内閣府令(平成23年内閣府令第45号。以下「表示 基準府令」という。) の規定に従い、適切に表示する。 関する表示をする場合は、100 グラム当たりの単価を 併記するものとする。

4 小売販売業者は、種類の異なる食肉を事前に混合 したひき肉については、混合比率の多いものの順に、 当該食肉の種類を表示しなければならない。

(小売販売業者における不当表示の禁止)

- 第4条 小売販売業者は、表示カード、看板、ちらし その他の表示媒体又は商品の陳列により、次の各号 に掲げるような表示をしてはならない。
 - (1) 食肉以外のものについて、食肉であるかのよう に誤認されるおそれがある表示
 - (2) 食肉の種類、部位等について、誤認されるおそれがある表示
 - (3) 食肉について、外国産のものが国産若しくは当該原産国(地)以外の外国産のものであるかのように、又は国産のものが外国産のものであるかのように、誤認されるおそれがある表示
 - (4) 施行規則で定める品種以外の牛の肉を「和牛」 の肉と表示すること又は「和牛」の肉であると誤 認されるおそれがある表示をすること。

- (小売販売業者における不当表示の禁止)
- 第10条 植物性タンパク食品を「人造肉」、「人工肉」 等と表示することは、規約第4条第1号の不当表示 に該当する。

- 2 規約第4条第4号の「施行規則で定める品種」とは、次の6種に限るものとする。
 - (1) 黒毛和種
 - (2) 褐毛和種
 - (3) 日本短角種
 - (4) 無角和種
 - (5) (1) ~ (4) の品種間の交配による交雑種
 - (6) (5)と(1)~(5)の交配による交雑種
- 3 前項第5号又は第6号に掲げる品種の牛の肉を「和牛」の肉と表示する場合にあっては、「和牛間交雑種」と併記し、又は品種の組合せを併記するものとする。品種の組合せを併記する場合にあっては、黒毛和種を「黒」、褐毛和種を「褐」、日本短角種を「短」、無角和種を「無」、前項第1号から第4号の品種間の交配による交雑種を「和牛間交雑」と記号化し、これらの組合せを「褐×黒」、「褐黒」又は「和牛間交雑×黒」のように表示することができる。
- 4 規約第4条第5号の「施行規則で定める品種」とは、「食肉小売品質基準」(昭和52年1月26日52畜A 第98号農林水産省畜産局長通達)に定めるバークシャー純粋種に限るものとする。
- 5 陳列されている食肉について、内部にある食肉が、 外部から見えるところにある食肉よりも脂身が多い もの又は切身の形が小さいものであったとしても、 そのことが、その食肉の種類、部位等の性質上当然 に起こり得ることである場合は、そのような陳列は、
- (5) 施行規則で定める品種以外の豚の肉を「黒豚」 の肉と表示すること又は「黒豚」の肉であると誤 認されるおそれがある表示をすること。
- (6) 外部から見える場所に内部のものよりも品質が 著しく優良な食肉を陳列することにより、陳列さ れている食肉全部の品質が著しく優良であるかの ように誤認されるおそれがある表示

規 約

- 施行規則
- (7) 食肉の品質、規格その他の内容について、実際 のもの又は他の販売業者のものよりも著しく優良 であると一般消費者に誤認されるおそれがある表 示
- (8) 価格その他の取引条件について、実際のもの又は他の販売業者のものよりも著しく有利であると 一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (9) 他の販売業者又は他の販売業者の販売する食肉を中傷し、又は誹謗するような表示
- (10) 事前包装された食肉について、内容物の保護又は品質の保全の限度を超えて過大な包装又は過剰包装を用いること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、食肉の内容又は取引条件について、一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(値引販売の表示の基準)

- 第5条 小売販売業者は、食肉について、自店で通常 販売している価格(以下「自店通常価格」という。) よりも低い価格での販売、タイムサービスでの販売、 一括割引での販売又は増量値引きでの販売の場合に 限り、値引販売である旨を表示することができるも のとする。
- 2 実売価格を他の価格と比較対照する二重価格表示をすること(単に値引率又は値引額を表示することを含む。)は、一般消費者が当該食肉の同一性を判断することが可能な場合であり、かつ、自店通常価格からの値引き、タイムサービス、一括割引又は増量値引きの場合に限りできるものとする。
- 3 前2項の表示は、施行規則で定める基準によって 表示するものとする。

規約第4条第6号の不当表示に当たらない。

6 「松阪牛(肉)」、「神戸牛(肉)」、「近江牛(肉)」 等食肉の産地又は銘柄について虚偽の表示をした場 合には、規約第4条第7号の不当表示に該当する。

(値引販売の表示)

- 第11条 規約第5条第3項の「施行規則で定める基準」 は、次のとおりとする。
 - (1) ア 自店通常価格を比較対照価格として二重価格表示を行う場合は、値引販売をしようとする食肉と客観的にみて同一であると認められる食肉について、値引販売の表示をしようとする時点からさかのぼる8週間(当該商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には当該期間)において、過半を占める期間に販売されていた価格以外の価格を自店通常価格として用いてはならない。ただし、前記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場

規 約	施行規則
	合、又は当該価格で販売された最後の日から
	2週間以上経過している場合は、当該価格は
	自店通常価格とは認められない。
	イ 「当店通常価格 100 グラム〇〇円の品、本
	日〇〇円」、「当店通常価格の〇〇割引」等と
	価格を比較して表示することは差し支えない
	が、この「当店通常価格」はアで説明されて
	いる自店通常価格でなければならない。その
	場合、比較して値引販売をしようとする食肉
	と比較対照する食肉の種類、部位、形態、品
	質、銘柄等における当該食肉の同一性を一般
	消費者が判断することが可能な場合に限るも
	のとする。また、当該販売店は、消費者が当
	該食肉の同一性を判断することを可能とする
	資料を揃え、保管しなければならない。当該
	販売店は、消費者が当該食肉の同一性を判断
	することを可能とするように、品質及び銘柄
	を店頭に表示することに努めなければならな
	いものとする。この場合において、品質は客
	観性を有するものでなければならない。
	(2) 一定の営業時間に限り価格の引下げを行った
	り、売れ残りを回避するために一定の営業時間経
	過後に価格の引下げを行って、当初の表示価格を
	比較対照価格とする二重価格表示を行うことは差
	し支えないが、その場合の当初の表示価格は、実際に関するとなった。
	際に販売されていた価格でなければならず、かつ、
	その価格は値引きであると誤認させるために計画 的に付していたような価格であってはならない。
	(3) 特定の商品群を対象として「全品表示価格から
	〇割引」等一括して割引する旨のセールをするこ
	とは差し支えないが、適用対象となる商品が一部
	のものに限定されているにもかかわらずその旨を
	明示しない行為、表示価格をいったん引き上げた
	上で割ける行為、又はセール実施の決定後に販
	売が開始された商品を対象として割引する行為を
	してはならない。
	(4) 同じ部分肉から作られた内容重量のみが異なる
	商品の間で、大幅増量した商品について、内容重
	量の少ないものとの間で100グラム当たりの価格
	を比較して値引販売の表示をする場合は、両者を
	近接して配置し、増量値引きである旨を明示して
	販売しなければならない。また、少ない重量のも
	のを、多い重量のものの価格を安く見せ掛ける意
	いて、タい主里のでのの川町で女へ元に掛ける息

図で販売するものであってはならない。

規 約

訓 施 行 規

(食肉の適正管理)

第6条 小売販売業者は、種類の異なる食肉が混じる ことによる不当な表示が生じないようにするため、 施行規則で定めるところにより、必要な措置を講じ なければならない。

(量目)

第7条 小売販売業者は、正確に計量した量目で販売 しなければならない。

(小売販売業者における帳票類の整備)

整備することとし、一定期間保管しなければならな い。

第3章 小売販売業者以外の販売業者 (小売販売業者以外の販売業者における必要表示事

- 第9条 小売販売業者以外の販売業者は、容器に入れ、 第14条 規約第9条の小売販売業者以外の販売業者が 又は包装された食肉についてはその容器又は包装 に、施行規則に定めるところにより、次の事項を外 部から見やすいように邦文で明りょうに表示しなけ ればならない。
 - (1) 食肉の種類及び部位

(食肉の混交の防止)

- 第12条 規約第6条の「施行規則で定める必要な措置」 は、次のような措置とする。
 - (1) 牛肉及び豚肉以外の食肉をひく場合には、それ ぞれ専用の肉挽機を用いなければならない。ただ し、牛肉及び豚肉以外の食肉をひくことの少ない 販売店については、この限りではない。
 - (2) 前号ただし書の販売店は、牛肉及び豚肉と他の 食肉との混交が生じないよう、肉挽機の取扱いに 十分注意を払わなければならない。

(小売販売業者における帳票類の保管期間)

第8条 小売販売業者は、食肉の納品書等の帳票類を | 第13条 規約第8条の「一定期間」は、2年以上とす る。

(小売販売業者以外の販売業者における表示の方

行う表示は、全国公正取引協議会が事前に消費者庁 長官及び公正取引委員会に届け出て定める方法によ

(小売販売業者以外の販売業者における食肉の種類 の表示)

- 第15条 規約第9条の「食肉の種類」は、次の各号に 掲げる区分及び名称によって表示する。牛、豚、鶏 については、それぞれ「ビーフ」、「ポーク」、「チキ ン」と表示してもよい。
 - (1) 牛・・・・「牛」又は「牛肉」
 - (2) 豚・・・・「豚」又は「豚肉」
 - (3) 鶏・・・・「鶏」又は「鶏肉」(ただし、生後 3ヵ月齢未満の鶏は「若どり」と する。)
 - (4) 羊・・・・「めん羊」、「羊」、「羊肉」、「ラム」 (生後1年未満のもの)又は「マト ン」(生後1年以上のもの)
 - (5) 馬・・・・「馬」又は「馬肉」。ただし、漢字 に限る。

規約	施行規則
	(6) 兎、猪、あひる、うずら、その他の食肉につい
	ては、全国公正取引協議会が事前に消費者庁長官
	及び公正取引委員会に届けて定める区分及び名称
	による。
	(小売販売業者以外の販売業者における品名の表
	示)
	第16条 規約第9条による表示は、前条の食肉の種類
	の名称と部位を組み合わせて品名とする。
	(小売販売業者以外の販売業者における原産地の表
	示)
(2) 原産地	第17条 規約第9条の原産地の表示に当たっては、品
	名の表示と同一の視野に入る場所に、国産品にあっ
	ては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を
	表示するものとする。
	2 国産品にあっては主な飼養地が属する都道府県
	名、市町村名その他一般に知られている地名を原産
	地として記載することができる。この場合において
	は、国産である旨の記載を省略することができる。
	3 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる
	都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名
	のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村
	名その他一般に知られている地名を原産地として記
	載しなければならない。
	4 輸入品における原産国名の表示に当たっては、正
	式名称又は消費者に一般的に知られている略称を使
	用し、表示するものとする。
	5 国内における飼養期間が外国(二か国以上の外国
	において飼養された場合は、それぞれの国)におけ
	る飼養期間よりも長い家畜を国内でと畜して生産し
	た食肉を国産品とする。
	(内容量の表示)
(3) 内容量	第18条 内容量の表示に当たっては、計量法の規定に
	準じて適切に表示する。
	1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -
	(小売販売業者以外の販売業者における冷凍の表示)
 (4) 冷凍に関する事項で施行規則に定めるもの	第19条 冷凍した状態で仕入れた食肉又は小売販売業
() () () () () () () () () ()	者以外の販売業者が自ら冷凍した食肉にあっては、
	「冷凍」若しくは「フローズン」又は「解凍品」そ
	の他解凍した旨等を表示しなければならない。ただ
	し、凍結品の鶏にあっては「凍結品」、解凍品の鶏に
	あっては「解凍品」と表示しなければならない。

規 規 約 施 行 則

- (5) 賞味期限及び保存方法 消費期限の表示が適切な場合は、賞味期限に代 えて消費期限を表示する。
- (6) 小売販売業者以外の販売業者の氏名又は名称及 び住所
- (7) 牛の個体識別番号又は荷口番号
- 2 小売販売業者以外の販売業者は、容器に入れてい ない、又は包装されていない食肉については送り状 又は納品書に、施行規則に定めるところにより、前 項各号に規定する事項を邦文で明りょうに表示しな ければならない。
- 3 小売販売業者以外の販売業者が事前包装された食 肉に一般消費者に対する表示を行う場合は、前2項 の規定にかかわらず、第3条第2項及び第4項の規 定を準用する。この場合において、第3条第2項及 び第4項中「小売販売業者」とあるのは、「小売販売 業者以外の販売業者」と読み替えるものとする。

(小売販売業者以外の販売業者における不当表示の

- 送り状又は納品書に次の各号に掲げるような表示を してはならない。
 - (1) 食肉以外のものについて、食肉であるかのよう に誤認されるおそれがある表示
 - (2) 食肉の種類、部位等について、誤認されるおそ れがある表示
 - (3) 食肉について、外国産のものが国産若しくは当 該原産国(地)以外の外国産のものであるかのよ うに、又は国産のものが外国産のものであるかの ように、誤認されるおそれがある表示
 - (4) 施行規則で定める品種以外の牛の肉を「和牛」 の肉と表示すること又は「和牛」の肉であると誤 認されるおそれがある表示をすること。

(小売販売業者以外の販売業者における賞味期限及び 保存方法の表示)

第20条 賞味期限、消費期限及び保存方法は、表示基 準府令の規定に準じて、適切に表示する。

(小売販売業者以外の販売業者における不当表示の 禁止)

第10条 小売販売業者以外の販売業者は、容器、包装、│第21条 植物性タンパク食品を「人造肉」、「人工肉」 等と表示することは、規約第10条第1号の不当表示 に該当する。

- 2 規約第10条第4号の「施行規則で定める品種」と は、次の6種に限るものとする。
 - (1) 黒毛和種
 - (2) 褐毛和種
 - (3) 日本短角種
 - (4) 無角和種
 - (5) (1)~(4)の品種間の交配による交雑種
 - (6) (5) と(1) ~(5) の交配による交雑種
- 3 前項第5号又は第6号に掲げる品種の牛の肉を 「和牛」の肉と表示する場合にあっては、「和牛間交

規 約

施 行 規 則

- (5) 施行規則で定める品種以外の豚の肉を「黒豚」 の肉と表示すること又は「黒豚」の肉であると誤 認されるおそれがある表示をすること。
- (6) 食肉の品質、規格その他の内容について、実際 のもの又は他の販売業者のものよりも著しく優良 であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (7) 価格その他の取引条件について、実際のもの又は他の販売業者のものよりも著しく有利であると 一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (8) 他の販売業者又は他の販売業者の販売する食肉を中傷し、又は誹謗するような表示
- (9) 事前包装された食肉について、内容物の保護又 は品質の保全の限度を超えて過大な包装又は過剰 包装を用いること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、食肉の内容又は取引条件について、一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (小売販売業者以外の販売業者における帳票類の整備)
- 第11条 小売販売業者以外の販売業者は、食肉の送り 状、納品書等の帳票類を整備することとし、一定期 間保管しなければならない。

第4章 公正取引協議会

(公正取引協議会の設置)

- 第12条 この規約を適正に施行するため、各都道府県 食肉公正取引協議会(以下「公正取引協議会」とい う。)及び全国食肉公正取引協議会(以下「全国公正 取引協議会」という。)を設置する。
- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する販売業者 及び事業者団体をもって構成する。
- 3 全国公正取引協議会は、公正取引協議会、販売業者及び事業者団体をもって構成する。
- 4 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- 雑種」と併記し、又は品種の組合せを併記するものとする。品種の組合せを併記する場合にあっては、 黒毛和種を「黒」、褐毛和種を「褐」、日本短角種を 「短」、無角和種を「無」、前項第1号から第4号の 品種間の交配による交雑種を「和牛間交雑」と記号 化し、これらの組合せを「褐×黒」、「褐黒」又は「和 牛間交雑×黒」のように表示することができる。
- 4 規約第10条第5号の「施行規則で定める品種」とは、「食肉小売品質基準」(昭和52年1月26日52畜A 第98号農林水産省畜産局長通達)に定めるバークシャー純粋種に限るものとする。
- 5 「松阪牛(肉)」、「神戸牛(肉)」、「近江牛(肉)」 等食肉の産地又は銘柄について虚偽の表示をした場合には、規約第10条第6号の不当表示に該当する。

(小売販売業者以外の販売業者における帳票類の保 管期間)

第22条 規約第11条の「一定期間」は、2年以上と する。

規 約

施 行 規 則

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) 適正表示ステッカー(以下「ステッカー」という。)の交付に関すること。
- (4) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) この規約に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (6) この規約に違反する者に対する措置に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引 に関する法令の普及及び違反の防止に関するこ と。
- (8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。
- (9) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。
- 5 全国公正取引協議会は、次の事業を行う。
 - (1) 前項の公正取引協議会の事業に関すること並びにその指導、助言及び協力
 - (2) 消費者庁長官及び公正取引委員会に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。
 - (3) その他この規約の施行に関すること。

(適正表示ステッカー)

- 第 13 条 公正取引協議会は、この規約に従い適正な表 第 23 条 規約第 13 条の適正表示ステッカーは、公正 示をしている小売販売業者に対し、施行規則に定め 取引協議会が、消費者庁長官及び公正取引委員会に るところにより、ステッカーを交付するものとする。 事前に届け出て別に定める「食肉適正表示調査規程」 (本業でき、公工取引は禁令の任金する)第1ままた第
- 2 ステッカーの有効期間は、毎年1月1日より12月 31日までとする。

(ステッカーの交付)

- 第23条 規約第13条の適正表示ステッカーは、公正 取引協議会が、消費者庁長官及び公正取引委員会に 事前に届け出て別に定める「食肉適正表示調査規程」 に基づき、公正取引協議会の任命する適正表示指導 員が当該販売店に出向いて所要の調査をし、適正な 表示をしていると認定した店舗について交付するも のとする。この認定に当たっては、規約で直接的に 義務づけられている事項のほか、食肉の種類、部位、 用途等の説明等に関し、その地域の一般消費者に対 して親切な表示をしているかいないかについても考 慮するものとする。
- 2 ステッカーの交付を受けた小売販売業者は、その 販売店で販売する食肉の包装紙にステッカーと同じ デザインを印刷してもよい。ただし、このデザイン を利用して不当に顧客を誘引するような文字、図案 等の表示をしてはならない。

(ステッカーの型式)

第24条 ステッカーは別表2に定める型式のものに次 の事項を記載するものとする。 規約

施行規則

- (1) 各都道府県食肉公正取引協議会(又は全国食肉公正取引協議会)
- (2) 適正表示店
- (3) 有効年

(違反に対する調査)

- 第14条 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、 第3条から第11条までの規定に違反する事実がある と思われるときは、関係者から事情を聴取し、関係 者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、 その他必要な調査を行うことができる。
- 2 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、前項 に規定する調査を適切に実施できると認められる者 に、当該調査の実施を委嘱することができる。調査 の委嘱を受けて調査を行った者は、その結果を遅滞 なく公正取引協議会又は全国公正取引協議会へ報告 しなければならない。
- 3 販売業者は、前2項の規定に基づく調査に協力しなければならない。
- 4 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、前項 の規定に違反して調査に協力しない販売業者に対 し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、こ れに従わないときはステッカーの貼付を差し止め、 5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をするこ とができる。

(違反に関する措置)

- 第15条 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、 第3条から第11条までの規定に違反する行為がある と認めるときは、その違反行為を行った販売業者に 対し、その違反行為を排除するために必要な措置を 採るべき旨、その違反行為と同様又は類似の違反行 為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連 する事項を実行すべき旨を文書をもって警告するこ とができる。この場合において、公正取引協議会は、 ステッカーを回収することができる。
- 2 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、前項 の違反行為を行った小売販売業者に対し、6か月を 超えない範囲で、ステッカーを再交付しないことが できる。
- 3 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、第1項の警告を受けた販売業者が、これに従わないときは、当該販売業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

施 行 規 則

4 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、前条 第4項又は本条第1項若しくは第3項の規定により 警告をし、違約金を課し、ステッカーの貼付の差止 め若しくは回収をし、又は除名処分をしたときは、 その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報 告するものとする。

(違反に対する決定)

- 第16条 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、 第14条第4項又は前条第1項若しくは第3項の規定 による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、 採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成 し、これを当該販売業者に送付するものとする。
- 2 前項の販売業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に公正取引協議会又は全国公正取引協議会 に対して文書をもって異議の申立てをすることがで きる。
- 3 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、前項 の異議の申立てがあった場合には、当該販売業者に 追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に 基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決 定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、第2 項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合 には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行う ものとする。

(施行規則等の制定)

- 第17条 公正取引協議会又は全国公正取引協議会は、 この規約の実施に関し、施行規則、協議会の運営に 関する協議会規則及び細則を定めることができる。
- 2 前項の施行規則、協議会規則及び細則を定め、又 は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及 び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置 法(平成21年法律第48号)の施行日から施行する。

附 則

この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長 官の承認があった日から施行する。

別表 1

牛 (農林水産省牛肉小 売品質基準に準拠

する。)

豚(農林水産省豚肉小 売品質基準に準拠 する。)

# キック	 施行規則
#かたロース	牛ネック 豚ネック
キリプロース 豚 ぱ ぱ ら キ ぱ ら 豚 も も 牛 ぱ ら 豚 も と も 牛 も し 豚 豚 と し 牛 ら ん ぷ 豚 カシラニク 牛 ヒ レ 豚 タ ハ パー 牛 ウン 豚 カンラーク 牛 ヒ ル 豚 カンラーク 牛 カ ハ ツー キタイプクーク 牛 カ ハ ツー 豚 タイプクロ キカ カ ラ に 豚 トンソク キ カ ア ラ (アカロウェウ・リットラー) キカンリカラーウ・カーン キャール キシマチョウ・エンマイ・ギアラの及び豚のおとすることをすることをすることをすることをすることをすることをすることをすること	牛 か た 豚 か た
# サーロイン	牛かたロース 豚かたロース
牛 ば も も 豚 そともも 牛 も も も 豚 と し し 牛 ら ん ぷ 豚 かシラニク 牛 ヒ し レ よ タ ン 牛 ス ネ 豚 ハ ハ ー 牛 タ ン 豚 レ バ ー 牛 タ ン 豚 グラチョウ キ ハ ツ 豚 グラチョウ キ トカリリー 豚 ブラクロー キ ハ ツ キ カリカラショウ スリカウキョウ キ フ マイ・キャラ (アカセンマイ) キショウチョウ キ テール 等とする。 なお、 ① 2種類以上の部位を混合するものときさは、混合。 (2) 牛のシノナーカウチョウ・スランス・アラ (アカセンマイ) キショウチョウ、カンフラ (アカセンマイ) ショウチョウ、コンプロンフラ (アカセンマイ) ショウチョウ、コンプロンアルマンス・アラ (アカセンマイ) ショウチョウ、メーカーのカンア (大) ショウチョウ、コンプロンアルマンス・アラ (アカセンマイ) ショウチョウ、コンプロンアルマンス・アラ (アカセンマイ) ショウチョウ、メーカーのカンア (大) ショウチョウ、コンプロンアルマンス・アラ (アカセンマイ) ショウチョウ、コンプロンアルマンス・アラ (アカセンマイ) ショウチョウ、メーカーのカンア (大) ショウチョウ、コンプロンアルマンス・アラ (アカセンマス・アラ (アカセンマス・アラ (アカセンマス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアル (東京 大) エンマス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロンアルマンス・アカロン	牛リブロース 豚ロース
# も も 豚 そともも	牛サーロイン 豚 ば ら
# そともも	牛 ば ら 豚 も も
# ら んぷ	牛 も も 豚そともも
# ヒ レ 豚 タ ン 件 ス ネ 豚 ハ ツ 件ホホニク (ツラミ) 豚 レ バー 件 タ ン 豚 ガ ツ 中 ハ ツ 豚ショウチョウ サール バー 豚ダイチョウ 件 ハ ラミ 豚 コブクロ 牛サガリ (ハラミ) 豚トンソク 中 ミ ノ 中センマイ 中ギアラ (アカセンマイ) 中ショウチョウ 中シマチョウ 中 テール 等とする。 ② 中のミノ、センマイ、ギアラ (アカセンマイ) ショウチョウ、ジマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手 羽 む き さ み み 手 羽 な か ささみ(ずじなし) 手 羽 は し こ に 合 つきむね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	牛そともも 豚 ヒ レ
# ス ネ 豚 ハ ツ	
#ホホニク (ツラミ) 豚 レ パ ー	
牛 タ ン 豚 ガ ツ 牛 ハ ツ 豚ショウチョウ 牛 レ バ ー 豚ダイチョウ 牛 ハ ラ ミ 豚コブクロ 牛サガリ (ハラミ) 豚トンソク 牛 ミ ノ 牛センマイ 牛キアラ (アカセンマイ) 牛ショウチョウ 牛 テ ー ル 等とする。 なお、 ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合 比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 中のミノ、センマイ、ギアラ (アカセンマイ)、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「ショウチョウ」と表示できる。 (3) 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 第 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 現 ビ リ 正 肉 手羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し に く ク つき む ね か わ 手羽もとつきむね か お の こ に く の き む れ か わ 手羽もとつきむね あ ぶ ら	
# ハ ツ	
# レ バ ー 豚ダイチョウ 株 ハ ラ ミ 豚コブクロ 牛サガリ (ハラミ) 豚トンソク 牛 ミ ノ 牛センマイ 牛ギアラ (アカセンマイ) 牛ショウチョウ 牛シマチョウ 牛 テール 等とする。なお、 ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合 比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 牛のミノ、センマイ、ギアラ (アカセンマイ)、ショウチョウ、シィチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称 して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合 は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 も き さ み み手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨 つき む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
# ハ ラ ミ 豚コブクロ キサガリ (ハラミ) 豚トンソク キ ミ ノ キセンマイ 牛ギアラ (アカセンマイ) キショウチョウ キシマチョウ キ テ ー ル 等とする。 なお、 ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合 比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 中のミノ、センマイ、ギアラ (アカセンマイ)、ショウチョウ、ジィチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称 して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合 は卸売段階における部位名を使用すること。 第 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 さ き さ み み手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨 つき む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
# サガリ (ハラミ) 豚トンソク # ミ ノ	
# ミ / #センマイ #ギアラ (アカセンマイ) #ショウチョウ #ショウチョウ # テ ー ル 等とする。 なお、	
中センマイ 中ボアラ (アカセンマイ) 中ショウチョウ 中シマチョウ 中テール 等とする。 なお、 ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合 比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 中のミノ、センマイ、ギアラ (アカセンマイ)、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ① 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手羽 も と 特 製 正 肉 手羽 な か ささみ(すじなし) 手羽 は し こ に く 骨つきむね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
牛ギアラ (アカセンマイ) 牛ショウチョウ 牛 テール 等とする。 なお、 ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合 比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 牛のミノ、センマイ、ギアラ (アカセンマイ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ジイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手羽 も と 特製 正 肉 手羽 な か ささみ(すじなし) 手羽 は し こ に く 骨つきむね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
牛ショウチョウ 牛ラール 等とする。 なお、 ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合 比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 牛のミノ、センマイ、ギアラ(アカセンマイ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く つき む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
牛シマチョウ 牛 テ ー ル 等とする。 なお、 ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 牛のミノ、センマイ、ギアラ(アカセンマイ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のがり、ショウチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉手羽もと 特 製 正 肉手羽 も き さ み チョカ な か ささみ(すじなし)手羽は し こ に く 骨つきむね か わ手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
# テール	
等とする。 なお、 ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合 比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 牛のミノ、センマイ、ギアラ(アカセンマイ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 さ き さ さ み チ 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨 つ き む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
なお、	
 ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 牛のミノ、センマイ、ギアラ(アカセンマイ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。)丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 も き さ み チ 羽 な か ささみ(すじなし)手 羽 は し こ に く 骨つきむね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら 	
 比率の多い順に部位を表示するものとする。 ② 牛のミノ、センマイ、ギアラ(アカセンマイ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉手羽もと 特製 正肉手羽さき さ さ み手羽なか ささみ(すじなし)手羽はし こ に く骨つきむね か わ手羽もとつきむね肉あぶら 	
 ② 牛のミノ、センマイ、ギアラ(アカセンマイ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉手 羽 さ き さ さ み手 羽 な か ささみ(すじなし)手 羽 は し こ に く 骨 つ き む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら 	
イ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 さ き さ さ み 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨 つき む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨 つき む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
して「シロモツ」と表示できる。 ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 年 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 も き さ さ み チ 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨 つき む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	1
③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 年 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 さ き さ さ み 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨 つ き む ね か か ち チ羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
は卸売段階における部位名を使用すること。 鶏 (農林水産省食鶏小売規格に準拠する。) 丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 さ き さ さ み 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨 つ き む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 さ き さ さ み 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨つきむね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
丸 ど り 正 肉 手 羽 も と 特 製 正 肉 手 羽 さ き さ さ み 手 羽 な か ささみ(すじなし) 手 羽 は し こ に く 骨つきむね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	 弾 (農林水産省食乳ルニ・ 乳 (農林水産省食乳ルニョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
手羽もと 特製正肉 手羽なか ささみ(すじなし) 手羽はし こにく 骨つきむね か わ 手羽もとつきむね肉 あぶら	
手羽さき さ さ み 手羽なか ささみ(すじなし) 手羽はし こ に く 骨つきむね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
手羽なか ささみ(すじなし) 手羽はし こ に く 骨つきむね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
手 羽 は し こ に く 骨 つ き む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
骨 つ き む ね か わ 手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
手羽もとつきむね肉 あ ぶ ら	
骨つきうわもも き も	

規約	施 行 規 則
	骨つきしたもも き も(血ぬき)
	む ね 肉 す な ぎ も
	特 製 む ね 肉 すなぎも (すじなし)
	も も 肉 が ら
	特 製 も も 肉 な ん こ つ
	別表2 適正表示ステッカー
	金国金内公正取引協議会 適正表示の店 有効年